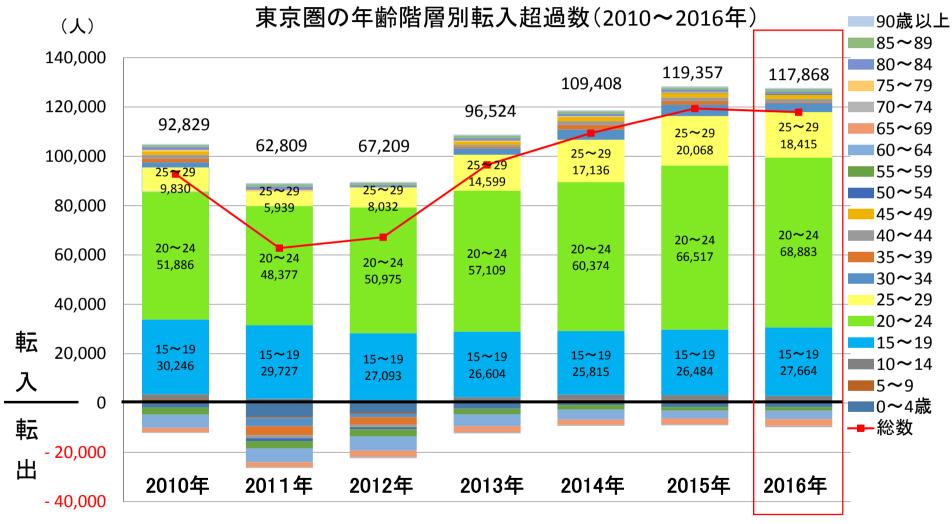
地方創生の取組について

平成29年11月20日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局

1. 東京一極集中の状況について

年齡階級別転入超過数

○ 東京圏への転入超過数の大半は15~19歳、20~24歳が占めており、大学 進学時、大卒後就職時の転入が多いと考えられる。



資料出所:総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(2010年—2016年)

出身高校の所在地県別大学入学者数における東京圏への転入超過の状況

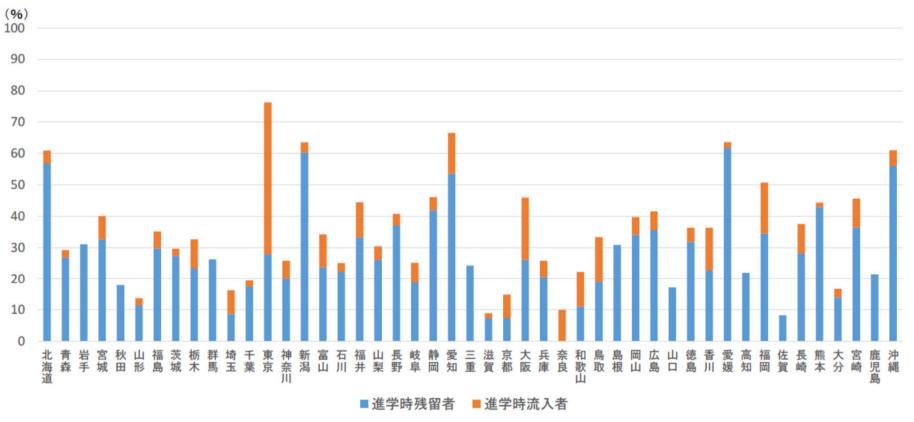
○ 大学進学時の東京圏へ転入超過数は、2014年度~2016年度で毎年度約7万人。

		2014年度	2015年度	2016年度
東京	東京圏大学・短大の入学者		268,563	268,521
	うち東京圏高校出身者	178,360	181,740	180,973
	"東京圏外高校出身者 ①	80,205	79,211	79,029
	" 外国で12年の課程修了、高校卒業程度認定試験合格者等	7,241	7,612	8,519
東京	東京圏高校出身者の全国大学・短大入学者		193,665	192,810
	うち東京圏大学・短大へ入学	178,360	181,740	180,973
	# 東京圏外大学・短大へ入学 ②	11,164	11,925	11,837
大	大学・短大入学による東京圏転出入超過数 ①-②		67,286	67,192

大卒就職者 地元残留率(都道府県別)

- 残留率が高いのは、1位東京(76.2%)、2位愛知(66.5%)、3位愛媛(63.6%)である。
- 東京における残留者の約2/3は、進学時流入者である。

□ 大卒就職者地元残留率(都道府県別)

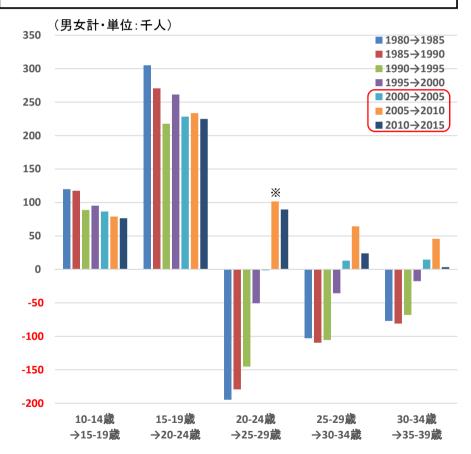


出典:就職みらい研究所『大学生の地域間移動に関するレポート2017』

年齢階級別にみた人の移動の動向

東京都の年齢階級別人口増減(コーホートによる比較)

2000年までは、20歳・30歳代で、東京都からの転出 が超過していたが、2000~2015年では、20歳・30歳 代も東京都への転入が超過している。



※2005年時点で「20-24歳」の人口が5年後(2010年時点「25-29歳」の人口)にどれだけ 増加したかを表している。

資料: 内閣官房まちひとしごと創生本部事務局において、各年の国勢調査(総務省)の年齢不詳 按分後の総人ロデータを用いて作成。

年齢階級別Uターン者割合

出生都道府県から県外に移動したのち再び出生 都道府県に戻った人(Uターン者)の全体割合は過 去同水準で推移している。ただし、年齢別に見ると 15-29歳におけるUターン者の割合が低下している。

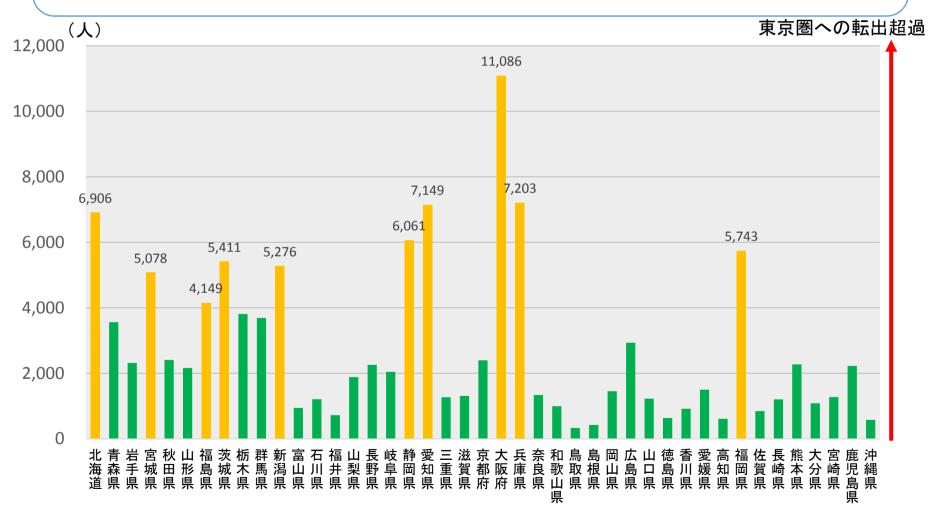
	2016年		2006年	
総数*	20.4%	20.5%	19.9%	
15歳未満	2.9%	3.7%	2.9%	
15-29歳	11.8%	14.4%	14.5%	
30-39歳	24.8%	23.6%	24.5%	
40-49歳	24.9%	25.5%	26.0%	
50-59歳	27.2%	28.6%	28.3%	
60-69歳	28.2%	28.0%	23.9%	
70歳以上	20.7%	20.2%	20.5%	

* 総数には年齢不詳を含む。2016調査の集計結果は、都道府県別に設定したウエイト付きの集計結果で熊本県、大分県由布市を除く。第7回の集計結果は、同様に、震災の影響により調査を中止した東北被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の出生者を除く。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第8回人口移動調査」(2017)

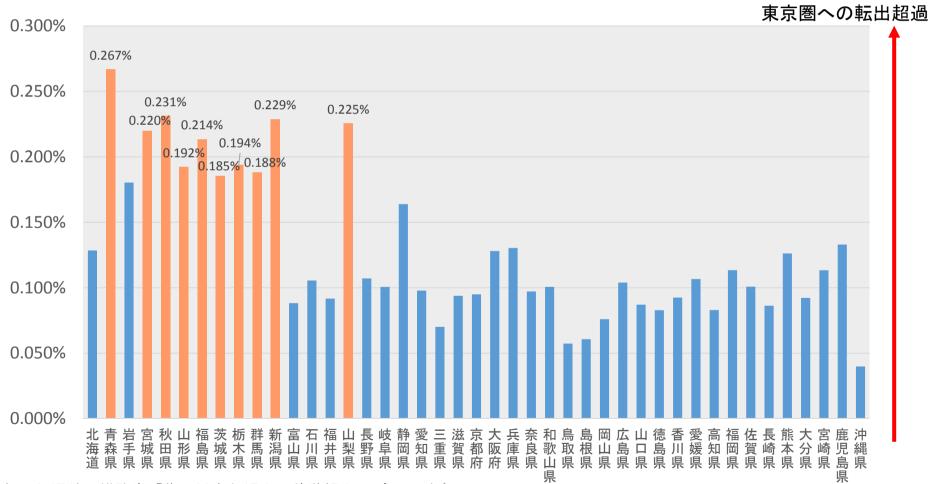
道府県別 東京圏への転出超過数(2016年)

○ 各道府県から東京圏への転出超過数の絶対数が多いのは、①大阪府(11,086人)、②兵庫県(7,203人)、 ③愛知県(7,149人)といった大都市圏を構成する府県であり、以下、④北海道(6,906人)、⑤静岡県(6,061人)、⑥福岡県(5,743人)、⑦茨城県(5,411人)、⑧新潟県(5,276人)、⑨宮城県(5,078人)、⑩福島県(4,149人)の順。



道府県別 東京圏への転出超過の割合(転入超過数/道府県人口) (2016年)

○ 各道府県人口に占める東京圏への転出超過数の割合が多い上位10道府県は、①青森県(0.267%)、②秋田県(0.231%)、③新潟県(0.229%)、④山梨県(0.225%)、⑤宮城県(0.220%)、⑥福島県(0.214%)、⑦栃木県(0.194%)、⑧山形県(0.192%)、⑨群馬県(0.188%)、⑩茨城県(0.185%)の順。(その後、岩手県、静岡県、鹿児島県、兵庫県、北海道、大阪府と続く。)



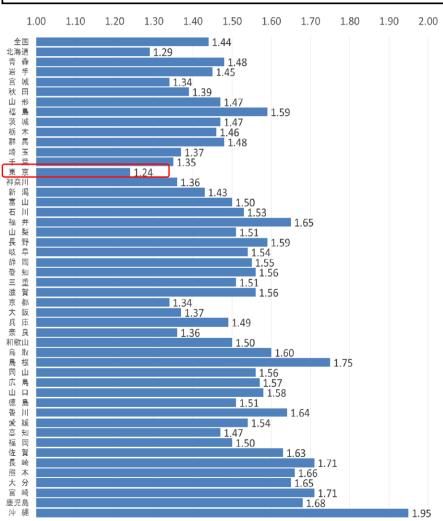
転入超過数:総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2016年)

人口数値 :総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(2016年1月1日現在)

地域や移動の違いによる出生の動向

出生率の地域差

地域ごとに合計特殊出生率は大きく異なり、 特に東京都は1.24と全国で最も低い。



資料:厚生労働省「平成28年人口動態統計月報年計」

移動類型による子ども数

出生地が東京圏の場合も非東京圏の場合も、現住地が東京圏の人において平均子ども数が少ない。 特に「非東京圏→東京圏」と「非東京圏→非東京圏」 との間で平均子ども数に大きな差がある。

- 初婚後15年以上の平均子ども数 -

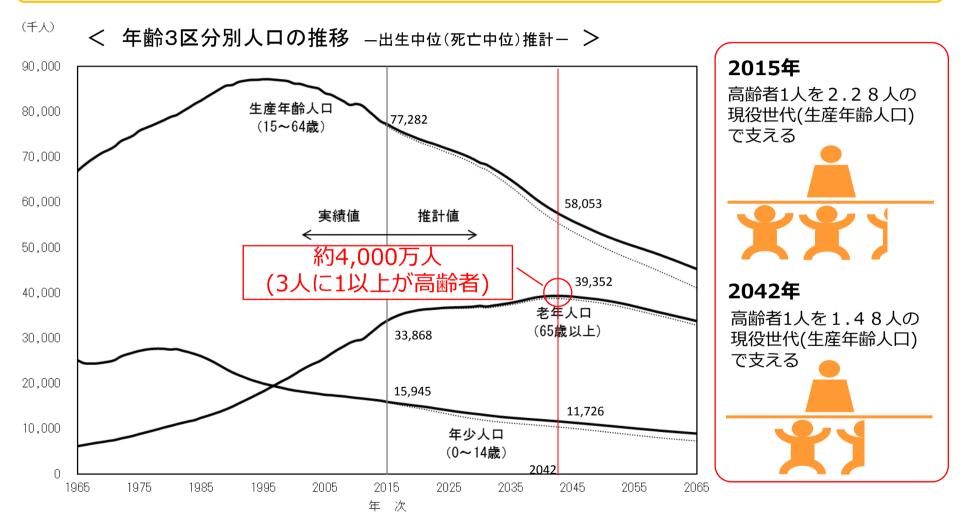
	2.061		
非東京圏	\rightarrow	非東京圏	2.112
非東京圏	\rightarrow	東京圏	1.949
東京圏	\rightarrow	非東京圏	1.986
東京圏	\rightarrow	東京圏	1.921
出生地		現住地	平均子ども数(人)

※東京圏:埼玉·千葉·東京·神奈川

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第8回人口移動調査」(2017)

将来的な老年人口の推移

○ これから四半世紀後(2042年)に老年人口(65歳以上)はピークを迎える(約4,000万人)と見込まれる。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)結果の概要」に掲載された総人口に関する推計結果の図表等を用いて、 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成

2. 地方創生の取組について

地方創生のこれまでの経緯

平成26年

- 9月3日 まち・ひと・しごと創生本部設置
- 9月29日 まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法一部改正法案(認定・提出手続のワンストップ化等) 閣議決定、国会提出
- 11月21日 まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法一部改正法案 成立
- 12月2日 まち・ひと・しごと創生法 施行
- 12月27日 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 閣議決定

平成27年

- 6月19日 地域再生法一部改正法案(小さな拠点、企業の地方拠点強化税制等) 成立
- 6月30日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」 閣議決定
- 8月4日 「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」 まち・ひと・ しごと創生本部決定
- 12月24日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」閣議決定

平成28年

- 3月22日 「政府関係機関移転基本方針」 まち・ひと・しごと創生本部決定
- 4月14日 地域再生法一部改正法案(地方創生推進交付金、地方創生応援税制、生涯 活躍のまち等) 成立
- 6月2日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」 閣議決定
- 12月22日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」閣議決定

平成29年

6月9日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」 閣議決定

まち・ひと・しごと創生法の概要

月的(第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生 (※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生:以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念(第2条)

- ①国民が<u>個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活</u>を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②<u>日常生活・社会生活の基盤となるサービス</u>について、<u>需要・供給を長期的</u> <u>に見通し</u>つつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力 を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③ <u>結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本</u>としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

案の作成

実施の推進

実施状況の

総合的な検証

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤<u>地域の特性を生かした</u>創業の促進・事業活動の活性化により、<u>魅力ある就業の機会を創出</u>
- ⑥地域の実情に応じ、<u>地方公共団体相互の連携協力</u> による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦<u>国・地方公共団体・事業者が相互に連携</u>を図りながら<u>協力</u>するよう努める

まち・ひと・しごと 創生本部 (第11条~第20条)

本部長:
内閣総理大臣

副本部長: 内閣官房長官 まち・ひと・しごと 創生担当大臣

本部員: 上記以外の全閣僚 まち・ひと・しごと創生 総合戦略(閣議決定) (第8条)

内容: まち・ひと・しごと 創生に関する目標や施策 に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通 しを踏まえるとともに、 客観的指標を設定 勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略(努力義務)(第9条)

内容: まち・ひと・しごと創生に関する 目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(努力義務)(第10条)

内容:まち・ひと・しごと創生に関する 目標や施策に関する基本的方向等

施行期日:公布日(平成26年11月28日)。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

今こそ 地方 創生

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2016 改訂版)」の全体像(詳細版)

※平成26年12月27日閣議決定 平成28年12月22日改訂

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016 改訂版)(~2019年度)

中長期展望 (2060年を視野)

I.人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度

(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の

の人口を維持

場合の出生率

是正

基本目標(成果指標、2020年)

主要施策とKPI

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020年までに全ての世代と同水準

15~34歳の割合:93.6%(2015年)全ての世代の割合:94.0%(2015年)

◆女性の就業率 2020年までに77%

:71.6%(2015年)

◆人□減少の歯止め ・国民の希望が実現した

② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
- ·東京圏→地方転出 4万人増

現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上:19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
- ◆結婚希望実績指標 80%

:68%(2010年)

◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%

:93%(2015年)

Ⅱ.成長力の確保

<u>◎2050年代に実質GDP</u> 成長率1.5~2%程度維 持

(人口安定化、生産性向 上が実現した場合)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るととも に、地域と地域を連携する

- ◆ **立地適正化計画を作成する市町村数** 150市町村:4市町村(2016年)
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

(三大都市圏) 90.8% :90.6%(2015年度) (地方中枢都市圏) 81.7% :79.1%(2015年度) (地方都市圏) 41.6% :38.7%(2015年度)

◆地域公共交通再編実施計画認定総数 100件

:13件(2016年9月末時点)

○農林水産業の成長産業化

- ·6次産業化市場10兆円:5.1兆円(2014年度)
- ·農林水産物等輸出額 1兆円:7,451億円(2015年)

○観光業を強化する地域における連携体制の構 築

- ·訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆4771億円(2015年)
- ○地域の中核企業、中核企業候補支援
- ・3年間で2,000社支援
- ローカルイノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高 を5年間で3倍(60億円)
- ·雇用数8万人創出 :0.1万人(2015年度)

○地方移住の推進

- 年間移住あっせん件数 11,000件
 - :約7,600件(2015年度)

○企業の地方拠点機能強化

- •拠点強化件数7,500件増加 :1,403件*
- •雇用者数4万人增加 :11,560人**
 - ※地域再生計画(H28.11)に記載された目標値

○地方大学活性化

•自道府県大学進学者割合平均36%

:32.2%(2016年度)

○若い世代の経済的安定

- ·若者の就業率79%に向上 :76.1%(2015年)
- ○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%
 - :86.4%(2015年度)

○働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現

·男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

○「小さな拠点」の形成

- ・「小さな拠点」の形成数 1000か所
 - :722か所(2016年度)
- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数
- **3,000団体** :1,680団体(2015年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- 連携中枢都市圏の形成数 30圏域
 - :17圏域(2016年10月)

○既存ストックのマネジメント強化

- ・既存住宅流通の市場規模8兆円:4兆円(2013年)
- ・リフォームの市場規模12兆円:7兆円(2013年)

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- ・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のプランド化(ローカル プランディング)、地域のし、ごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
- ・事業承継円滑化のため税理士の知見をM&Aに活用する実証的事業
- ・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、 新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせて、 集中的に支援

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、 DMOの安定的な財源確保の検討
- ・スポーツツーリズムの推進、古民家等の歴史的資源の活用 ・観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂(生産資材価格引下げ、流通・加工 構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、 輸出インラの事態
- ・在外公館、ジャパンハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
- ・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCを追加

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流

①政府関係機関の地方移転

・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大 ③地方移住の推進

- ・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち(日本版 CCRC)」の推進
- ・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学の振興等

- 知の拠点としての地方大学強化ブラン、地元学生定着ブラン、地域人材育成ブラン ・地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新増設の抑制・地方移転の 促准等の検針
- ⑤地方創生インターンシップの推進

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

- ②若い世代の経済的安定
- ③出産・子育て支援
- ④地域の実情に即した「働き方改革」の推進
- ・「地域働き方改革会議」における働き方改革の推進(「包括的支援」「アウトリーチ支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及)

①まちづくり・地域連携

- ・空き店舗対策についてインセンティブ、ディスインセンティブ両面から検討・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業
- 制度の見直し

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地縁型組織の 法人化に適した法人制度のあり方の検討

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応 ④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

⑥健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(7)温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

まち・ひと・しごと創生基本方針2017 一主なポイントー

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- ・地域資源を活用した「しごと」づくり
- ・空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用
- ・地域の未来につながる**地域経済牽引事業へ**の投資の促進
- ・近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進

東京一極集中の是正

- 地方創生に資する大学改革
- ・地方創生インターンシップの推進
- ・生涯活躍のまち (日本版CCRC)
- ・地方への企業の本社移転の促進
- ・政府関係機関の地方移転
- ・中央省庁のサテライトオフィスの検討
- ・地方生活の魅力の発信等(ライフスタイルの見つめ直し)

「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

東京圏における医療・介護 問題・少子化問題への対応

- ・高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応
- ・少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 (政策パッケージ)

- 1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- 2. 地方への新しいひとの流れをつくる
- 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」

人材支援の矢

財政支援の矢

情報支援の矢

・地域経済分析システム (RESAS)

- ・ 公務員等の市町村派遣
- 地方創生カレッジ

- 地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

3. 個別施策等

政策パッケージの主なポイント

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ・一次産品、観光資源、スポーツ資源、海外でも優位性を持つ技術等<u>地域資源を活用した「しごと」の創出</u>
- ・空き店舗活用のため、地方創生推進交付金を含む関係府省の重点支援、固定資産税特例の解除措置等の仕組みの検討
- ・「地域未来投資促進法」を活用し、地域経済牽引事業に予算・税制・金融・規制緩和等の政策ツールを集中投入
- ・近未来技術等の実装による地方創生のため、革新的で先導性と横展開可能性の最も優れた施策をパッケージで支援
- ・シェアリングエコノミーを活用した新しい生活産業の実装による地域経済の活性化等

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・<u>産官学連携の下で、地方大学による地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成等に向けた優れたプロジェクトに対する重点的な支援、東京(23区)の大学の学部・学科の新増設の抑制など、地方創生に資する大学改革</u>
- ・<u>地方創生インターンシップ</u>について、<u>受入れプログラム開発支援</u>、地方と<u>東京圏の大学との連携</u>方策等を検討
- ・東京から地方への企業の本社機能移転等を加速するための施策について検討
- ・文化庁等の中央省庁の移転、地域イノベーションの実現・研究成果の地域産業への波及等に向けた研究機関等の地方移転
- ・<u>中央省庁の業務</u>のうち、<u>地方公共団体へのアウトリーチ支援業務</u>等について、<u>地方でのサテライトオフィス</u>の試行
- ・地方生活の魅力についての効果的・戦略的な発信の在り方等について検討、好事例の収集・発信・横展開
- ・<u>「生涯活躍のまち形成支援チーム」の対象地方公共団体の拡大</u>

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・地域働き方改革会議の取組支援
- ・企業の働き方改革が生産性向上等につながることを示す事例集、働き方改革アドバイザーの育成プログラムの提供

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・エリアマネジメントの推進方策の具体化に向けた検討、活動の底上げ・横展開
- ・都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成を関係省庁が連携して積極的に推進
- ・空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制など、「**都市のスポンジ化」への適切な対策**を講じる
- ・「田園回帰」の促進や人材・情報交流のプラットフォームづくりを通じた「小さな拠点」の形成の推進

ッショナ の獲得支援

地域資源を活用した「しごと」づくり

一次産品や観光資源、スポーツ資源、ものづくり技術など、優れた地域資源を活用した魅力あ る「しごと」の創出を進める。

以下のような具体的施策に対し、「しごと」づくりへの挑戦を地方創生推進交付金等により支 援する。

ローカル・ブランディング(地域の魅力のブランド化)

- > 民間投資を呼び込める先導的地域商社事業の拡大
- ▶ 日本版DMOを核とした「稼ぐ力」のある観光地域づくり
- ▶ 地域の農林水産物・食品の輸出拡大および世界への魅力発信



冷凍補助装置を活用した ブランド牡蠣(島根県海士町)

ローカル・イノベーション(地域の技の国際化)

▶ 地域の中核企業候補等が取り組もうとする先導的プロジェクトに対する グローバル・ネットワーク協議会※1等による事業化戦略・販路開拓支援



炭素繊維市場作りの一翼を担う 小松精練の"fa-bo"(石川県小松市) ※第三回地域しごと創生会議資料を参照



スポーツ資源を中核としたまちづくり

- ローカル・サービス生産性の向上(地域のしごとの高度化) ▶ スポーツを核にエリア集中的な投資を促す「スポーツまちづくり」
- ▶サービス生産性向上に向けた各種取組※2への支援
- ※1 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した推進組織。
- ※2 サービス大賞等を通じた先進事例の普及、サービス人材の育成、サービス生産性向上に取組む自治体の連携促進等
- ※3 補助金依存体質に陥らないよう、社会性と事業性の両立を目指し、明確なビジネスモデルと堅実な事業ガバナンスによって 民間の資金を呼び込める持続可能な社会的事業を開発・実施する事業者

の活用促進

地域経済を牽引する事業

投資促

空き店舗、遊休農地、古民家等遊休資産の活用

地方における遊休資産を活用することにより、都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図る。

①空き店舗の活用等による商業活性化

・<u>空き店舗活用</u>に積極的に取り組む<u>地方公共団体・商店街を支援</u>するため、<u>地方創生推進交付金を含む関係府省</u>による地域全体の価値を高めるための<u>重点支援措置</u>や、<u>固定資産税の</u> 住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討し、年内に結論を得る。

②遊休農地の活用

・既存施策に加え、<u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u>を活用し、優良農地を確保しつつ、<u>農泊やサテライトオフィス</u>、<u>ICT、バイオマス、日本版CCRC</u>などの立地・導入を促進し、地方創生に資する取組に<u>地方創生推進交付金等も活用</u>することで、<u>遊休農地も</u>活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進する。

③古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

- ・「<u>歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム</u>」による<u>コンサルティング</u>、 <u>料理人等の人材育成</u>に取り組み、<u>地方公共団体やDMO等への情報提供や支援、海外への</u> <u>情報発信</u>を行う。あわせて、<u>金融・公的支援</u>のほか、<u>規制・制度の改善</u>を進める。
- ・<u>2020年までに全国200地域</u>での取組を目指す。

遊休資産を活用した特徴的な事例

【油津商店街(宮崎県日南市)】



「250mのシャッター通りに、 4年間で20以上の新規出 店を実現すること」をKPIと し、マネージャーを外部公 募。平成29年10月末現在、 29店舗がオープンし、商 店街を再生。

【篠山城下町(兵庫県篠山市)】



篠山城下町において、国 家戦略特区を活用し、5つ の古民家を1つのホテルと して面的に利用した斬新な 手法により古民家を再生。 その結果、20名以上の移 住者、50名近くの雇用を創 出。

地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進

- ・**地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出す**ことにより、地域 経済の発展を目指す。
- ・具体的には「地域未来投資促進法(本年7月31日施行)」を活用し、地域経済牽引事業に、予算、税制、金融、 規制緩和等の政策ツールを集中投入することで、今後3年で、2,000社程度を集中的に支援することを目指す。
- ・また、今後の地域経済の牽引役として期待される企業を**「地域未来牽引企業」(約2,000社)として選定・公表** する予定。
- ・今後、地方公共団体や地域の産学官金の関係者とともに、これら企業の取組を支援する。

【地域未来投資促進法の仕組み】







※都道府県知事が承認 (地方公共団体及び 民間事業者が連携する 事業計画の場合は、国が 事業を承認)

【基本計画の策定状況】

第1陣の基本計画(本年9月29日) 39都道府県から提出された70の基本計画※に対し国が同意

※基本計画は、地域経済牽引事業を促進するため、対象となる区域、経済的効果の 目標、地域の特性及び推進したい分野、地域経済牽引事業の要件等を定めるもの。

近未来技術等の実装

地方創生の観点から**革新的な**施策の案について 提案募集等を行い、**先導性と横展開可能性の最も 優れた提案**について、

- ·地方創生推進交付金(内閣府)
- · 地域経済循環創造事業交付金(総務省)
- ·農山漁村振興交付金(農林水産省)

等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、**近未来技術の実装等による新 しい地方創生**を目指す。

新しい生活産業の実装

新しい生活産業の実装等による地域経済の活性化等のため、

- ・シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体派遣
- ・**民間事業者と地方公共団体をマッチングする仕組み** の本年度中の整備

等を進め、**モデルとなるシェアリングエコノミー活用 事例を本年度中に少なくとも30地域で創出**することを 目指す。

また、抽出された**ベストプラクティス**を本年度中目 途に取りまとめ、**横展開・普及啓発**を進める。

日本版DMO形成・確立の必要性

DMO: Destination Management Marketing Qrganization

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り

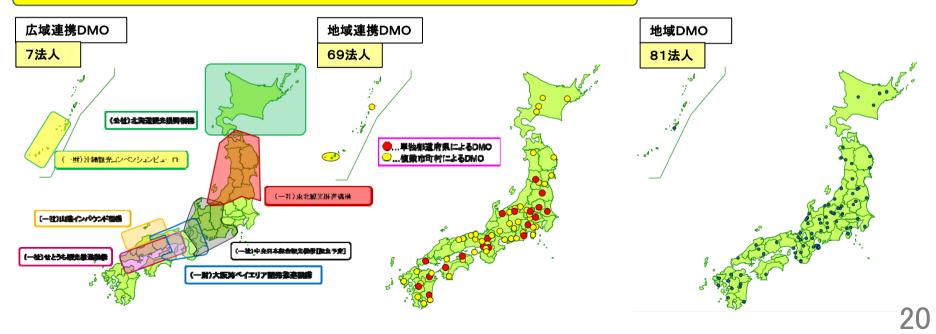
入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

=「日本版DMO」を各地域で形成・確立



地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進

日本版DMO候補法人として157法人が登録(H29.8.4時点)



地方創生に資する大学改革

- 1 地方大学の振興→地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上
- 2 東京の大学の新増設の抑制・地方移転→東京の一極集中の是正

(1) 地方大学の振興

- 〇<u>首長の強力なリーダーシップの下</u>、<u>組織レベルでの持続可能な産官学連携体制の構築</u>。
- ○<u>地方大学</u>が、<u>産官学の連携</u>の下、<u>地域の中核</u> <u>的な産業の振興と専門人材育成等の振興計画</u> であって、地方版総合戦略に位置付けられた ものを策定する場合、<u>モデルとなる先進的な</u> 取組に対して、重点的に支援。

取組事例

- ◆富山県 産学官コンソーシアムを組成し、 バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市 理工系の国公私立大学が同一 キャンパスに集積し、介護ロボット 等の共同研究を実施

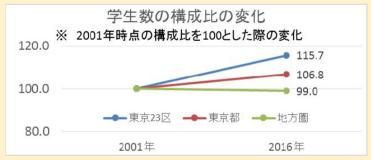


富山県薬事研究所

○<u>地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携</u>を推進。

(2) 東京の大学の新増設の抑制、地方移転

- 〇今後18歳人口が大幅に減少する中、<u>東京23区</u> の大学は、定員増を認めないことを原則とする。
- 〇<u>総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等</u>により、社会のニーズに応じた<u>新たな学部・学科の新設は認められる</u>(スクラップ・アンド・ビルドの徹底)。
- ○具体的な制度等について<u>年内に成案</u>を得る。 また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏 まえた対応を行う。



文部科学省「学校基本統計」をもとに作成

〇東京圏の大学による<u>地方のサテライトキャン</u> パスの設置(廃校舎等の活用を含む)を推進。

(3) 若者の雇用機会の創出

〇国・地方:地方企業等に就職した者の<u>奨学金返還支援制度の全国展開、地方創生インターンシップ</u>、

地方拠点強化の加速策等

○経済界:企業の本社機能移転、地方採用の拡大(本社一括採用の変更)、地域限定社員制度の導入等へ

地方創生インターンシップ事業

東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、産官学を挙げて、 地元企業でのインターンシップの実施等を支援。

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議 (座長 鎌田早稲田大学総長)を設置。



各取組内容

○ ポータルサイト

現状

地方公共団体と大学等がお互いの状況を把握するポータルサイトを設立

(8月4日現在 43道府県、381大学等が掲載)



- ・地方公共団体と大学等との連携協力に係る先進的な地方創生インターンシップ推進組織等の事例を収集
- ・ポータルサイトの活用状況やその在 り方等についてのニーズ調査を実施

◯ マニュアル作成等

現状

地域におけるインターンシップ組織の充実、 受入れ企業の掘り起しが課題



今後の取組予定

・地方におけるインターンシップ組織の運営の在り方、企業の受入プログラム等を調査し、地方インターンシップ組織の活動を充実させるため、必要なマニュアルを作成

○ シンポジウム

現状

国民的・社会的気運の醸成を図るため、シンポジウムを実施(3月14日@東京)



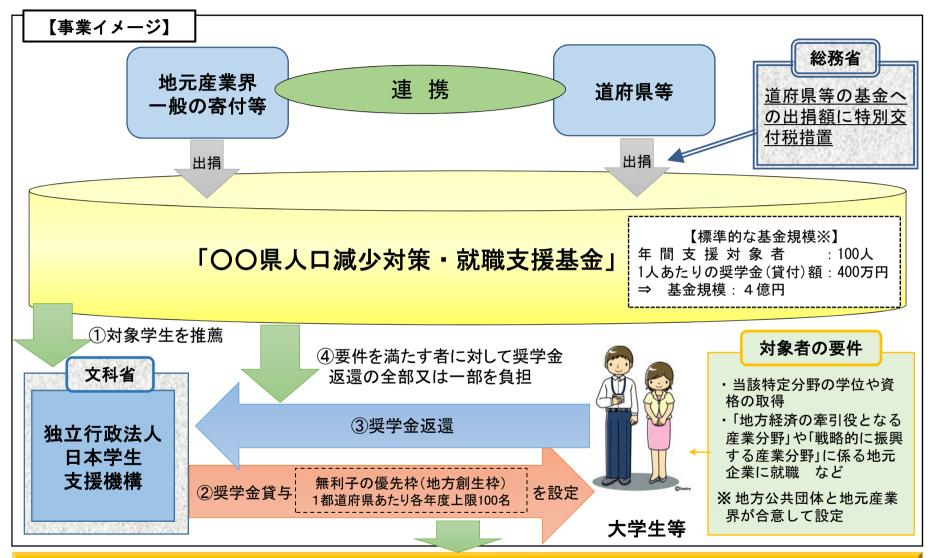
・平成30年2月を目途に、地方でのシンポジウムの開催を予定。29年に引き続き、大学、地方自治体等に対して、地方創生インターンシップの周知を実施

これらの取組とともに各自治体においては地域の実情に合わせ、地方創生推進交付金等の活用により、地方創生インターンシップを実施し、大学生等の地方定着を促進。



特に若年層における、 地方への新しいひとの 流れをつくる

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進



地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※奨学金返還支援制度を設けているのは24県(青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県) 23

地方拠点強化税制について

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の 強化を支援



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深堀り ...

東京一極集中の是正 地方移転の促進

東京23区

地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)



東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等は 地方拠点強化税制の対象外となる。

オフィス オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% 減税 措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円 (中小企業者1,000万円) オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% 措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

雇用促

進税制

(特則)

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、

①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が 10%以上の場合、増加雇用者1人当たり最大60万円 (注)を税額控除

②雇用増加率が10%未満の場合でも、1人当たり最大30万円 (注) を税額控除 (注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、

- ①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が 10%以上の場合、増加雇用者1人当たり最大90万円(注)を税額控除 《拡充型の1人当たり最大60万円に、特定業務施設の増加雇用者1人当たり30万円上乗せ》
- ②上記①のうち上乗せ30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用 《法人全体の増加雇用者が、なくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》 (注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

地域再生計画の認定状況(平成29年11月): 44道府県 51計画 雇用創出数:11,560人

拡充型の例

- ○京都府 日本電産(株) 生産技術の強化を行うため、生産技術を研究する施設を精華町に整備
- ○山口県 セントラル硝子(株) 研究開発から量産化への更なるスピードアップを図るため、宇部市の工場に研究所を整備
- ○岡山県 ヤンマー(株) 植物の有用品種の研究、栽培管理法の研究開発等の研究拠点として、倉敷市に研究所 を 整備

移転型の例

- ○富山県 YKK AP (株) 黒部事業所内にYKK AP株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転
- ○茨城県 ライト工業(株) 技術開発力の強化を図るため、東京本社にある研究開発部門等の一部をつくば市へ移転
- ○岡山県 (株) キャン 東京にある財務経理や労務部門などの本社機能を岡山市へ移転

政府関係機関の地方移転

文化庁の移転等

- 〇文化庁については、本年4月に京都に設置した文化庁地域文化創生本部において、新たな政策ニーズに対応した事業について地元の知見等を生かしながら移転の先行的取組を実施。本年7月には本格移転における京都本庁の組織体制の大枠、本格移転の場所、移転時期等を決定した。今後は、文化庁の機能強化及び技本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を提出する等、全面的な移転を計画的・段階的に進める。
- 〇消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁のそれぞれについて、「政府関係機関の地 方移転にかかる今後の取組について」に基づき、着実に取り組む。

研究機関等の地方移転

〇本年4月に、関係者間で共同して策定した<u>5年程度の具体的な取組内容等を明確にした年次プランを公表</u>。 同プランに基づき、<u>地域イノベーションの実現や研究成果の地域産業への波及</u>等に取り組む。

例:(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)の山口県への移転

⇒衛星リモートセンシング技術の応用研究を通じた防災対応力の強化、研究成果の実用化等の新事業創出、 イノベーション人材の育成

中央省庁のサテライトオフィス

ねらい

○国家公務員の働き方改革、地方公共団体へのアウトリーチ支援

具体的取組

- 〇本年6月に、<u>内閣府業務</u>(地方創生交付金等)に係る<u>地方公共団体へのアウトリーチ支援</u>等について<u>実証</u> 実験を実施
- 〇この他、<u>復興庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省</u>においては、平成29年度にそれぞれの 行政ニーズ等に基づき、試行の検討、実施を進める。

地方生活の魅力の発信等(ライフスタイルの見つめ直し)

- 地方にある様々な魅力に子供のころから学び、触れる機会をつくる
 - ・豊かな自然、固有の歴史や祭などの文化・伝統、特色ある農林水産物 等
- 移住・定住の推進に当たって、地方生活の魅力を発信する
 - ・移住等を検討する場合、その地域での生活が、大きな関心
 - ・滞在型観光等を通じて、より豊かな人生を過ごす機会に

地方生活の魅力を発信

- ■効果的・戦略的な発信の在り方を検討
- ■子供から大人までの各段階に応じた取組を検討
- ■各種イベント、Web等を通じた情報発信
- ■各地域の好事例を収集・発信・横展開等

『そうだ、地方で暮らそう!』国民会議 (第3回) のテーマは「ライフスタイルの見つめ直し」 (平成29年2月開催、地方創生HPに情報掲載)

地方の魅力の再発見、発信



自らが生まれ育った 「郷土への誇り・愛着」の醸成



歴史の発掘、地域文化の振興



- ■子ども農山漁村交流プロジェクト(総務省、文科省、農水省、環境省の連携事業: H20年度~)
- ■平成29年7月 全国知事会地方を支える「人づくり」のための緊急決議

「地方の魅力に触れ、地方と都市の両視点から多面的な考え方のできる人材を育成するため、都市部の小学生、中学生、高校生を対象として、農村等の地方での学習・生活体験の受講を必修化するとともに、二地域居住、働き方改革の促進に資する教育制度を創設すること。」

「生涯活躍のまち(日本版CCRC※)」構想の推進

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民(多世代)と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。
 (生涯活躍のまちHP: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc/index.html)

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援(事前相談、お試し居住など)を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民(多世代)との協働

・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等 多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活 が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備 (既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等)することが望まれる。 空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

◎「生涯活躍のまち」の地域再生計画制度(平成28年4月20日施行)

※認定された地域再生計画(生涯活躍のまち形成事業関係)数:17計画(平成29年11月現在)

北海道函館市、青森県弘前市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、新潟県南魚沼市、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

- ◎地方創生推進交付金等による先駆的な取組の支援(平成29年10月現在 120事業(1府3県92市町村)))
- ◎関係府省からなる支援チームにより地方公共団体の取組を支援
 - ※生涯活躍のまち形成支援チームが対象とする自治体:16団体(平成29年7月現在)

北海道函館市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

⇒「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数:100団体(2020年)を目指す。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態 になってから選択	居住の 契機	健康時から選択
高齢者はサービスの 受け手	高齢者 の生活	仕事・社会活動・生涯学 習などに積極的に参加 (支え手としての役割)
住宅内で完結し、 地域との交流が少ない	地域と の関係	地域に溶け込んで、 多世代と協働

地域アプローチによる働き方改革「包括的支援」+「アウトリーチ支援」

○ 地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇 改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使 等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や 質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議(※)

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

地域働き方改革包括支援センター

労働局 と連携

金の活用

用等

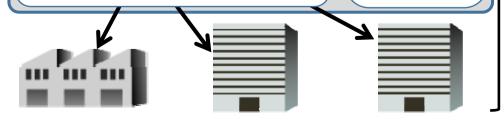
企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

<アウトリーチ支援>

働き方改革アドバイザーを養成・確保 企業に対する相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用のアドバイス、 セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

優良企業を認証 し、成功事例とし て公表するほか、 入札等で優遇。



取組事例

岡山県の取組

未来への投資!笑顔あふれる時間創出プロジェクト ~おかやま「仕事」と「家庭」両立推進事業~

県内の1人当たり総実労働時間が全国平均 に比べ年間約100時間も長い状況を打開す るため、出産・育児・介護により離職する女 性の復職や若者の離職防止を図る。

そのため、女性の復職に対しては、研修会による企業経営者の意識改革や、男性の育児休業取得に向けた企業への働きかけ、社会保険労務士等による女性の雇用環境改善に向けたアドバイス等を行うとともに、若者の定着に対しては、県内企業が実施するインターンシップへの支援や、人事担当者のスキルアップによる新卒者の育成支援等を実施する。

<重要業績評価指標(KPI)>

【29年3月】総実労働時間を削減した時間:19時間 【33年3月】総実労働時間を削減した時間:92時間 (累計)

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① <u>**圏域全体の経済成長のけん引</u>** 産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援等</u>
- ② <u>高次の都市機能の集積・強化</u> 高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備等
- ③ <u>**圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u>** 地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成</u>

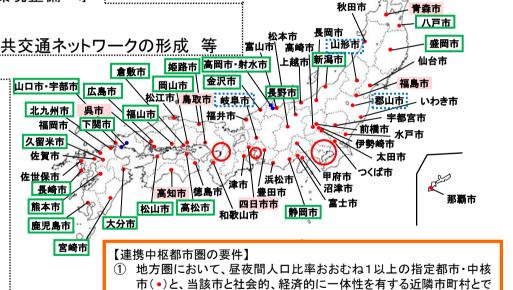
連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ <u>地方自治法を改正</u>し、地方公共団体間の柔軟な 連携を可能とする「<u>連携協約」の制度を導入</u> (平成26年11月1日施行)
- → 平成26年度~平成28年度は、<u>連携中枢都市圏の形成</u> を推進するため、国費により支援(30事業)
- ▶ 平成29年度予算においても1.3億円を計上し、 引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から <u>地方交付税措置を講じて全国展開</u> を図る
- > 連携中枢都市圏形成のための手続き



【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数: 30圏域(2017年4月1日時点 23圏域)



※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市 (各市が昼夜間人口

比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社

会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

は、都市圏を形成している団体(23団体)

は、平成27年度促進事業実施団体(3団体)

は、平成28年度促進事業実施団体(6団体)

は、三大都市圏

形成する都市圏

旭川市

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進

■ BID (Business Improvement District) とは?

- ●一般的には、インナーシティ等一定のエリアで、地方公共団体が不動産所有者や事業者から徴収した負担金をBID団体に提供す ることにより、BID団体がそのエリアの改善、維持管理、プロモーション等を行うもの。
- ●欧米等において広く活用されており(約2,000地区)、例えばマンハッタンのブライアントパークは、治安が悪く、犯罪の温床 だったが、1980年に周辺の不動産所有者がBIDを立ち上げ、質の高い公共空間の創出・管理と、魅力的なイベントを年間を通 じ開催。まちの賑わい拠点の形成、周辺の不動産価値を向上を実現。

我が国におけるエリアマネジメントの状況

- ○近年、民間が主体となった、良好な環境の形成やエリアの価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が広 がってきている。
- ○しかし、安定的な活動財源の確保やエリア内の関係者の合意形成などが課題となっている。

エリアマネジメント団体の財源確保をはじめとするエリアマネジメントの推進方策の具体化に向けた検討

■民間まちづくり活動の促進

■エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証実験 等(広場の整備、通路舗装の高質化など)を支援。

社会実験・実証事業等





取組み以前 オープンカフェ開設後

交流の場の創出(イメージ)

■大阪市における先行的な取組(大阪版BID)

- ●大阪市では、エリアマネジメント関連の既存制度を活用し、 2014年 より「うめきた地区」においてエリアマネジメントを推進。
- 放置自転車対策等の歩道空間の管理に係る活動については、地方自治 法の分担金制度を活用して地権者から分担金を徴収し、その分担金を エリアマネジメント団体に交付することにより活動経費を確保。







▲放置自転車対策

▲巛回警備

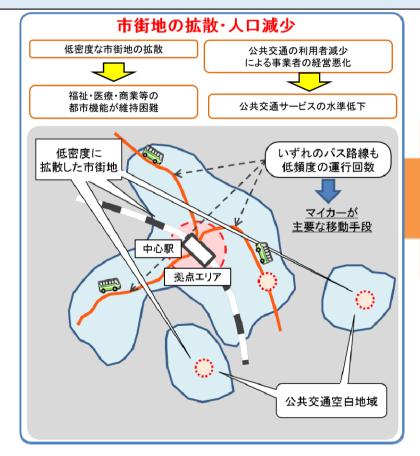
▲うめきた地区

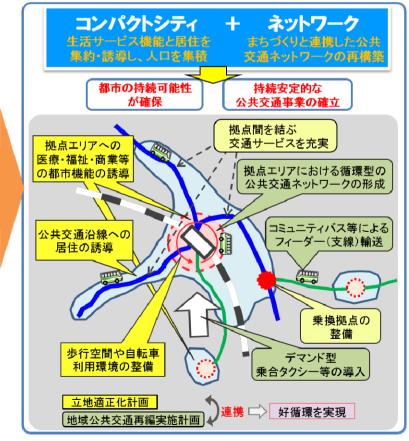
都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- コンパクトシティの推進にあたっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化等の<u>まちづくりと</u> 密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- 関係省庁で構成する<u>「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置</u>し、この枠組みを通じて、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」を図り、<u>市町村の取組を省庁横断的に支援</u>している(※1)。
 - ※1 2017年5月19日に他の市町村の参考となる取組を進めているモデル都市10市を初めて選定。
 - (青森県弘前市、山形県鶴岡市、新潟県見附市、金沢市、岐阜市、大阪府大東市、和歌山市、山口県周南市、福岡県飯塚市、熊本市)
- 上記に加え、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を実施するとともに、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制など、都市のスポンジ化(※2)への適切な対策を講じる。

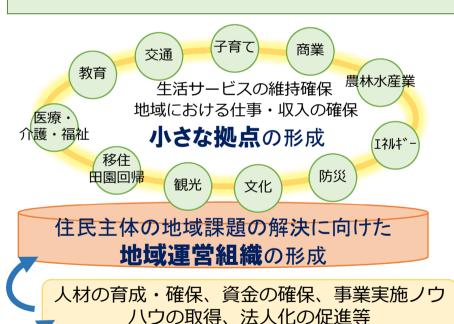
(※2 都市の内部で、小さな孔が空くように、空地等があちこちに発生すること)

- 2020年までに立地適正化計画を150 市町村(2017年7月末時点112都市)で作成する。
 - ⇒立地適正化計画の裾野は着実に拡大しており、目標値を300市町村に上方修正





- 〇中山間地域である。 サービスの維持・確保や地域における仕事・ な拠点」の形成(集落生活圏を維持するためは生ませービス機能の集約・確保と集落生活圏内外 との交通ネットワーク化)が必要。
- 〇あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- ○2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2017年5月:908箇所)、地域運営組織を全国で3,000 団体(2016年10月:3,071団体)形成する。



優良事例の横展開、人材・情報交流のための

プラットフォームづくり





"FutureCity"Initiative

「環境未来都市」構想とは

「環境未来都市」構想イメージ

「環境未来都市」構想は、21世紀の世界共通の環境や高齢化の課題の解決に向けて、世界に比類ない成功事例を創出し、それらを国内外に普及展開することを通じて、需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化を図ることを目指している。

そのために、本構想では実践の場を作り出し、個別の都市・地域の多様性や独自性を重視して、地域の課題解決力の強化を促している。これにより、地球規模での環境問題や我が国が直面する人口減少・超高齢化という構造的な課題に対して、地域資源を活かして環境価値、社会的価値、経済的価値という3つの価値を創造しながら、自律的に発展していく多様な都市・地域モデルを創出するものである。

こうした都市・地域活性化の多様な成功事例の普及展開を 通して、地方創生を推進し、日本の未来を拓く。



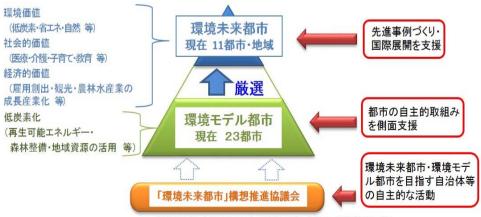
環境未来都市・環境モデル都市

【環境未来都市】

○ 環境と超高齢化対応を必須のテーマとし、これに地域の 独自のテーマを追加して取組を推進

【環境モデル都市】

- ○「環境未来都市」構想の基盤を支える低炭素都市
- 地域資源を最大限に活用し、低炭素化と持続的発展を 両立する多様な地域モデル



地方創生に向けた自治体SDGs推進について(概要)

SDGs※(持続可能な開発目標)とは

2015年9月25~27日、ニューヨークの国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加しました。その成果文書として「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、このアジェンダにおいて、SDGsが掲げられました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定しています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取組むこととしており、法的拘束力はないものの、各国政府は当事者意識を持って、17の目標達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。

XSDGs: Sustainable Development Goals



































世界を変えるための17の目標

我が国におけるSDGsに係る動向

平成28年5月20日に閣議決定により、持続可能な開発目標(SDGs)に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置しています。

持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合

- •第1回 (平成28年5月20日開催)
- ⇒SDGs実施のための我が国の指針策定 を決定
- •第2回 (平成28年12月22日開催)
- ⇒「SDGs実施指針」を決定 社会、経済、環境の分野における 8つの優先課題と140の施策を盛り込んだ。
- •第3回 (本年6月9日開催)
 - ⇒SDGs実施指針の取組事例の報告等

SDGs第3回会合の議論(地方創生関連) 安倍総理大臣の指示

「私から、次の3点につき改めて指示します。 (中略)第二に、地方でのSDGsの推進です。これは、まさに地方創生の実現にも資するものです。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討・実施していくようお願いします。」

山本地方創生担当大臣の発言

「「環境未来都市」構想をさらに発展させ、SD Gs達成のための施策を策定し、これを積極的 に推進することにより、地方創生のさらなる実現 につなげてまいります。」

地域創生に向けた自治体SDGsの推進

地方創生を一層促進する上で、「環境未来都市」構想を更に発展させ、新たにSDGsの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが重要です。

まち・ひと・しごと創生基本方針2017

(本年6月9日閣議決定)

「地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs)の推進」が盛り込まれました。

この中で、今後「環境未来都市」構想の更なる発展に向けて、地方公共団体における SDGs 達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめることとされました。

具体的には、普及活動の展開やSDGs達成に向けた取組を促進するめ、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得ることとされました。

自治体SDGs推進のための有識者検討会

「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方 創生における自治体SDGs達成のための取組 を推進するに当たっての基本的考え方を取りま とめるため、本年6月に開始しました。11月の 下旬に、施策の基本的方向について提言をとり まとめる予定です。

平成30年度予算概算要求

内閣府は、平成30年度予算概算要求に「地方創生に向けた自治体SDGs推進事業」(モデル事業等11,8億円)を盛り込みました。

第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム

本年10月4日に千葉県柏市において、「地方 <mark>創生に向けたSDGsの取組</mark>」をテーマにフォー ラムを開催しました。

地方への支援(地方創生版・三本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを 「見える化」
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先 機関に配置する等、地方公共団体や様々 な主体による活用を推進

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」 29年度:1,000億円(事業費ベース:2,000億円)

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」 28年度:900億円(事業費ベース:1,800億円)

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について 重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細かな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出) に計上(29年度:1.0兆円)

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

RESAS(リーサス:地域経済分析システム)の概要

目的

- ▶ 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とその実行が不可欠。
- ▶ このため、国が、地域経済に係わる様々なビッグデータ(人口動態、産業の強み、人の流れ 等)を収集し、かつ、わかりやすく「見える化(可視化)」するシステムを構築することで、真に効果的な施策の立案、実行、検証(PDCA)を支援する。

1人口マップ 2010年 2040年 1040年 104

人口推計・推移、人口 ピラミッド、転入転出 などが地域ごとに比較 しながら把握可能に

②地域経済循環マップ



自治体の生産・分配・ 支出におけるお金の流 入・流出が把握可能に

③産業構造マップ 売上や



売上や雇用で地域を支える 産業が把握可能に

地域の製造業、卸売・小売業、農林水産業の構造が把握可能に

④企業活動マップ



地域の創業比率や黒字赤字企業比率が把握可能に

地域の特許や補助金採択企業の分布が把握可能に

⑤観光マップ



国籍別の外国人の滞在 状況などのインバウン ド動向や、宿泊者の動 向などが把握可能に

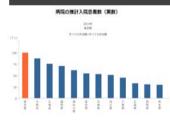
⑥まちづくりマップ



人がどこに多く集まるのか、 いつ集まっているのかが把握 可能に

事業所の立地動向や不動産取 引の状況などまちづくりの検 討材料が取得可能に

⑦雇用/医療・福祉マップ



地域の雇用や、医療・ 介護を需要面や供給面 から把握可能に

各自治体の財政状況 が比較可能に



RESASの操作方法とRESASを活用した分析 手順を学べるeラーニングも開講中です!

"RESAS" で検索

RESAS

検索

(https://resas.go.jp/)

地方創生コンシェルジュ制度

「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを平成27年2月27日構築(平成29年4月現在17府省庁総勢946人)。地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

地方創生コンシェルジュ名簿について

〇全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュ(17府省庁総勢946人)の連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。

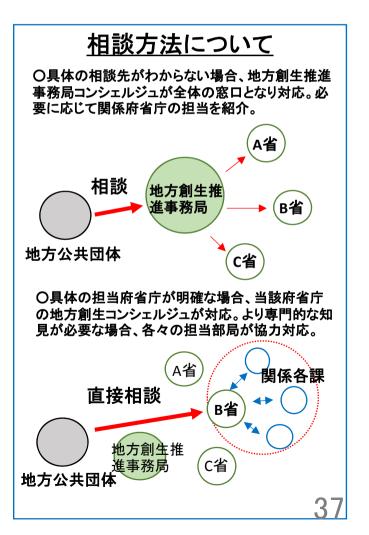
〇名簿は地方創生推進事務局のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

【地方創生コンシェルジュ・トップページ: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/)】



【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

No.	担当都道	氏名	所属			
No. 府県	府県		省庁	局	課室	肩書 ▼
1	O×県	00	OO省	〇〇局	00課	課長
2	O×県	ΔΔ	△△省	△△局	△△課	課長補佐
3	O×県	××	××省	××局	××課	係長



地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、 市町村長の補佐役として派遣する。

<制度概要>

	派遣先市町村	派 遣 人 材 (国家公務員、大学研究者、民間人材)	
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な 考えを持ち、派遣される人材を地域の 変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合 戦略を策定し、実施する市町村である こと ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること	
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合 戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。 ① 副市町村長、幹部職員(常勤職)・・・原則2年間 ② 顧問、参与等(非常勤職)・・・原則1~2年間		
派遣期間			
バックアッ プ体制			

<派遣実績>

<平成27年度派遣者> 69市町村に派遣

- 国家公務員 42名
- 民間人材 12名
- ・大学研究者 15名

<平成28年度派遣者> 58市町村に派遣

- •国家公務員 42名
- 民間人材 13名
- ・大学研究者 3名

〈平成29年度派遣者〉

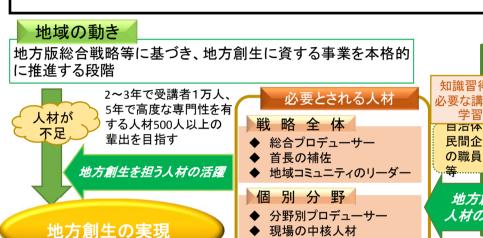
55市町村に派遣

- •国家公務員 44名
- ・民間人材 9名
- •大学研究者 2名

※派遣者数は、いずれも派遣当時の数

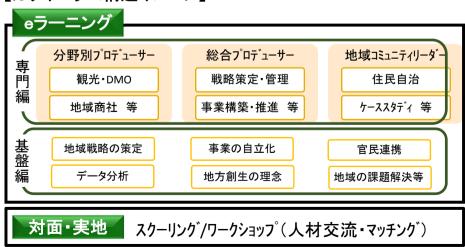
地方創生カレッジ事業

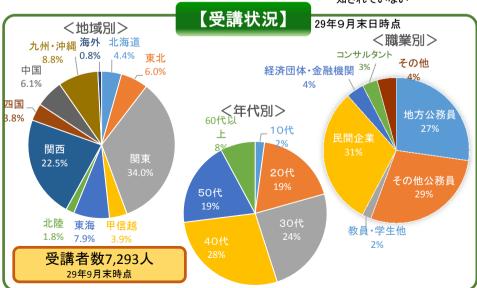
- □「地方創生カレッジ」は28年12月に開講。地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラムを eラーニング形式で幅広く提供し、地域における地方創生人材の育成に繋げていく。
- □ 29年度も講座の充実化等により事業推進を図る。



人材育成に向けた連携の場 地方創生 地方創生 カレッジ 「連携・交流ひろ ばし 知識習得に 地方創生に真に必要かつ実践的な 認証制度 必要な講座を カリキュラム(eラーニング)を幅広く提供 の強化 日泊14、 ニーズ 民間企業 調査 ※科目によっては実地研修も活用 ※大学等の既存取組も前提に、不足する 分野や地域への受講機会を提供 地方創生 人材の育成 各々の取組が必ずしも周 知されていない

【カリキュラム構造イメージ】

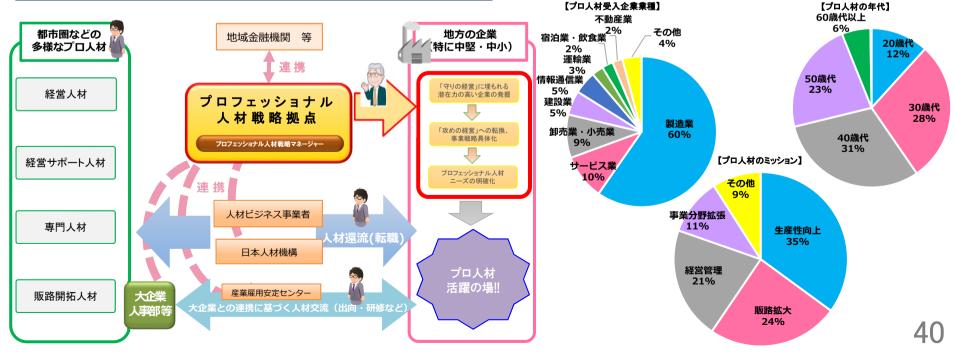




プロフェッショナル人材事業

- 各道府県は、潜在成長力ある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から、本格的に活動を開始した。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を引きつけるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業に個別に接触し、経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すことで、プロ人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘やその成長戦略の策定などで積極的に連携。各地の拠点同士で協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大や、地方創生インターンシップ事業との連携、都市部のプロ人材に対する地域経済の潜在カアピールなどの活動を展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。





地方創生関連の予算措置等について

① 地方創生関係交付金

26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円

○ しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。

27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円

○ 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組 に貢献するため、地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。

28年度 地方創生推進交付金 1,000億円(事業費2,000億円)

○ 地方公共団体の地方創生の深化向けた自主的・主体的な取組を支援。

28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円(事業費1,800億円)

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。

29年度 地方創生推進交付金 1,000億円(事業費2,000億円)

② 総合戦略等を踏まえた個別施策(①の交付金を除く)

 26年度補正
 3,275億円
 27年度
 7,225億円
 27年度補正
 2,188億円

 28年度
 6,579億円
 28年度補正
 1,746億円
 29年度
 6,536億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費(地方財政計画)

27年度地方財政計画 1.0兆円 28年度地方財政計画 1.0兆円 **29年度地方財政計画** 1.0兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」(27年度1.0兆円、28年度1.0兆円、29年度1.0兆円)を計上。
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額 を維持。

地方創生推進交付金

29年度予算額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要•目的

- 〇本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる 深化のため、地方創生推進交付金により支援
 - ①<u>地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的</u> で先導的な事業を支援
 - ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
 - ※ 地方公共団体は、対象事業に係る<u>地域再生計画(5ヶ</u>年度以内)を作成し、内閣総理大臣が認定

具体的な 「成果目標(KPI)」 の設定



「PDCA サイクル」 の確立

資金の流れ

围

交付金(1/2)

都道府県 市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

対象事業・具体例

- ①先駆性のある取組
- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、 中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版 D M O)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな 拠点 等
- ②先駆的・優良事例の横展開
- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
- ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ(事業費ベース)

【都道府県】 先駆 **6.0億円**(28年度: 4.0億円)

横展開·隘路打開 1.5**億円** (28年度: 1.0億円)

【市区町村】 先駆 **4.0億円**(28年度: 2.0億円)

横展開・隘路打開 1.0億円 (28年度:0.5億円)

- ※所得向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を 超えて交付することが可能。
- ② ハード事業割合

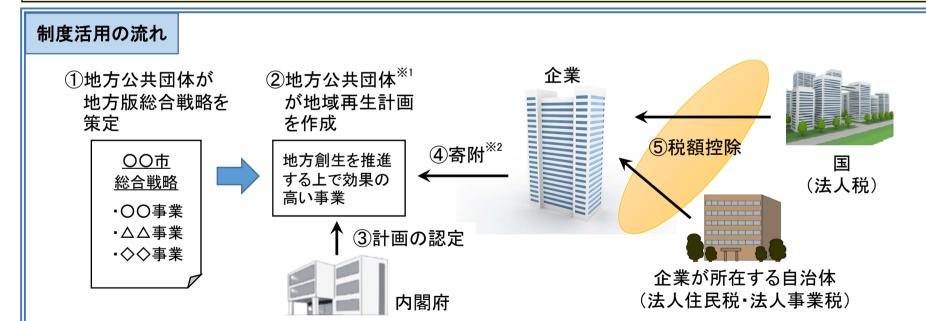
計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。 ただし、1/2以上になる事業であっても、所得向上等の観点から 地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)

制度のポイント

- ○志のある企業が地方創生を応援する税制
 - ⇒地方公共団体が行う**地方創生の取組に対する企業の寄附について、税額控除**の優遇措置
- 〇企業が寄附しやすいように
 - 税負担軽減のインセンティブを2倍に
 - ・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- ○寄附企業への経済的な見返りは禁止





※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定事業(平成29年11月現在) 387事業 総事業費1,067億円 第1回は4月、第2回は9月、第3回は1月に申請受付 4. 平成30年度概算要求及び税制改正要望

地方創生推進交付金 (內閣府地方創生推進事務局)

30年度概算要求額 1,070億円【うち優先課題推進枠170億円】

(29年度予算額 1,000億円)

事業概要•目的

- 〇地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。
 - ①<u>地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導</u> 的な事業を支援
 - ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③<u>地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制</u>度・運用を確保

具体的な 「成果目標(KPI)」 の設定



「PDCA サイクル」 の確立

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の 形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引 例)ローカル・イノベーション、ローカル・ブラン ディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、 働き方改革、小さな拠点、空き店舗等
- ②先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために 行う取組

【手続き】

〇自治体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ

玉

交付金(1/2)

都道府県 市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

期待される効果

○
 ○
 ○
 た駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生を深化させ、地方の平均所得の向上を実現します。

45

地方大学・地域産業創生交付金の創設(内閣府地方創生推進事務局)

30年度概算要求額 内閣府及び文部科学省合計 120億円【うち優先課題推進枠70億円】

(新規)

(文部科学省の事業分20億円(拡充)を含む)

事業概要•目的

- 〇地方創生の実現に向け、地域の人材への投資を通じて 地域の生産性の向上を目指すことが求められています。
- 〇このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携の 推進体制(コンソーシアム)を構築し、地域の中核的 な産業の振興やその専門人材育成などを行う地方創生 の優れた取組を、新たな交付金により支援します。
- 〇地方大学振興方策と東京の大学の定員抑制等をセット で講ずることにより、東京一極集中の是正を目指しま す。



- ・組織レベルでの産官学連携の 推進体制構築
- ・地方公共団体・地方大学・産業界等の役割の明確化、取組の強化
- ・地域の専門人材育成・産業振興計画 の策定



地方創生に資する 大学改革を促進

事業イメージ・具体例

- 〇国が策定する専門人材育成、産業振興等に係る基本方 針を踏まえ、首長主宰の産官学連携推進体制(地方公 共団体、地方大学、産業界等で構成)において、地域 の専門人材育成・産業振興計画を策定。
- 〇同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の 事業のうち、国の有識者による委員会から優れた事業 として認定を受けたものについて、新たな交付金により支援。

(本交付金は、内閣府と文部科学省が共同で執行)

〇地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会に おいて毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。

【具体例】

- ・産官学コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等に かかる専門人材育成・研究開発
- ・理工系の国公私立大学が同一キャンパスに集積し、 介護ロボット等にかかる専門人材育成・共同研究

資金の流れ



交付金(3/4)等

迫府県 政令指定都市 等 大学等

期待される効果

- 〇地域の組織レベルでの産官学連携の推進体制の構築により、地域の専門人材育成、産業振興等の取組を推進 します。
- 〇地方創生に資する大学改革の促進により、学生の地方 大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与 します。 46

地方と東京圏の大学生対流促進事業(内閣府地方創生推進室)

30年度概算要求額 6.5億円【うち優先課題推進枠6.5億円】

(新規)

事業概要•日的

【目的】

- ○東京圏の大学の学生が地方大学で学修することは、教育上の効果だけでなく、学生に地方の魅力を認識して もらうなど、人材還流の面でも効果が期待されます。
- 〇また、地方大学に在学しても東京圏で学ぶ機会がある ことは、地方大学に進学する誘因となります。
- 〇このため、地方大学と東京圏の大学が単位互換をはじめとした連携を強化し、学生が地方圏と東京圏を相互に対流する仕組み等を構築します。

【概要】

〇地方圏と東京圏の複数の大学が学生の対流等に関して 組織的に連携するとともに、東京圏の学生にとって地 方の特色や魅力等を経験できる取組を推進します。

事業イメージ・具体例

- 〇地方圏と東京圏の大学において、単位互換制度による学生の対流等に関する協定を締結し、学生の対流・交流を 促進する取組を盛り込んだ複数年の計画を策定します。
- 〇計画には、地方公共団体や産業界等の協力を得て、東京 圏の学生が地方の魅力を体験できる交流プログラムを盛 り込むことを必須とします。(例:自然環境を生かした フィールドワーク、地域産業の魅力発信のためのプロ ジェクト、地域の課題解決を目指すワークショップ等)
- 〇国は、当該計画のうち効果が期待されるものを補助金に より支援します。

【事業イメージ】 協定 地方 大学 東京圏 大学

- ・大学間協定による単位互換制度等を利用し、 学期単位で学生が相互のキャンパスで学修
- ・大学は、地方の魅力を体験できる交流プログラムを提供
- ・地方出身で東京圏の大学に通う学生が地元で就職活動をする際に、必要単位の取得のために地方大学で授業を履修することも可能。

資金の流れ

围

補助金 (定額)

大学

期待される効果

〇地方圏と東京圏の大学生の対流・交流により、地方への 新しい人の流れが生まれるとともに、地域に根差した人 材の育成を図り、地方創生の実現につなげます。

47

地方創生インターンシップ事業 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

30年度概算要求額 5.5億円【うち優先課題推進枠5.1億円】

(29年度予算額 1.0億円)

事業概要•日的

東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の 地方定着を促進するため、産官学を挙げて、地元企業での インターンシップ(就業体験)の実施等を支援する「地方 創生インターンシップ事業」を全国的に展開します。

現在の取組内容

ポータルサイト

- ・地方公共団体と大学等がお 互いの状況を把握するポー タルサイトを設立・運営 (4月11日現在 43道府県、375大学等が ^{掲載)}
- ・地方公共団体と大学等との 連携協力に係る先進的な事 例を収集
- ポータルサイトの活用状況 やその在り方等についての ニーズ調査を実施

マニュアル作成等

- ・地方におけるインターン シップ組織の運営の在り 方、企業の受入プログラ ム等を調査を実施
- ・調査結果を基に、地方インターンシップ組織の活動の充実及び受入企業の掘り起しを行うため、必要なマニュアルを作成





シンポジウム

・国民的・社会的気運の醸成を図るため、地方でのシンポジウムを開催。平成28年度に引き続き、学生、大学、地方自治体等に対して、地方創生インターンシップの周知を実施

(参考) 第1回シンポジウム:29年3月14

@東京

事業イメージ・具体例

- 〇ポータルサイトの拡充 学生が地方の企業でインターンシップを行うためのポータルサイトのより一層の活用を図るため、平成29年度に 実施した調査結果に基づき拡充を行います。
- ○プラットフォームの形成 地方公共団体と首都圏の大学との緊密な連携体制の構築 を促進するため、両者間の連携支援や情報の集約・発信 を一元的に担うプラットフォームを設置・運営します。
- ○シンポジウムの開催地方でのインターンシップ事業について、全国的な気運 醸成を図るため、シンポジウムを開催します。
- ○先導的な地方創生インターンシップ組織への支援 地方公共団体の先導的な取組を全国のモデル事業にする べく、コーディネータの配置等の人的支援を推進します。

資金の流れ

玉

委託費

民間事業者

期待される効果

- 〇インターンシップに関する協力体制を構築し、地方公共 団体と大学との連携を一層推進します。
- ○また、インターンシップを通じ、学生の就職先として地方企業が有力な選択肢の一つとなることで、全国的な地方への人材環流、地元定着の実現につなげます。 // ♀

地方へのサテライトキャンパス設置に関する調査研究事業 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局) 30年度概算要求額 0.5億円 [うち優先課題推進枠0.5億円] (新規)

事業概要•月的

- ○東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置は、東京圏・地方圏の学生の対流や学生の地元定着の 促進、新たな地域の拠点の役割などの効果が期待されています。
- 〇サテライトキャンパス設置を促進するため、地方公共 団体と大学のニーズを把握し、マッチングする仕組み づくりに資する調査研究を実施します。

(サテライトキャンパスの例)東京理科大学 長万部キャンパス



- ・基礎工学部1年次を北海道長万部町で学びます。
- ・全寮制による共同生活の中で基礎教育を行います。
- ・大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流 を通じ、豊かな人間性の醸成を目指します。
- ・学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占めています。

事業イメージ・具体例

- 〇地方圏の地方公共団体及び東京圏の大学のサテライト キャンパス設置のニーズ・条件等の把握
- 〇既存のサテライトキャンパスに関する課題等の整理 (設置時の課題・解決策、設置後の効果・課題等)
- 〇サテライトキャンパスを望む地方側と大学側の意向の マッチングシステムの設計
- 〇サテライトキャンパスの設置促進のために必要な支援 策の整理

期待される効果

○東京圏・地方圏の学生の対流、学生の地元定着の促進 や、新たな地域の拠点となることが期待される地方へ のサテライトキャンパスの設置を促進するための仕組 みづくりにつなげます。

49

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)普及促進事業(内閣府地方創生推進事務局)

30年度概算要求額 0.9億円【うち優先課題推進枠0.9億円】

(29年度予算額 0.08億円)

事業概要•月的

- 〇平成28年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、国が地域再生法に基づき認定する地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に、寄附額の3割相当額を当該企業の法人関係税から税額控除する制度です。
- 〇本制度は、地方創生の取組に対し民間企業の資金を寄 附という形で呼び込み、地方公共団体が政策面で工夫 を凝らすことを促すもので、企業の協力や地方公共団 体の創意工夫なくしては成立しないものです。
- 〇制度も2年目に入り、更なる制度の活用及びそれに伴 う地方創生の進展を図るため、制度概要や優良事例に 係る広報をさらに強化し、民間企業や地方公共団体に おける周知を拡大します。

事業イメージ・具体例

- ○シンポジウムの開催
 - 企業の集積する都市部地域等において、経営者やCS R担当者、自治体関係者等を対象に、シンポジウムを 開催し、制度概要や事例について紹介します。
- 〇制度紹介ムービーの作成 制度の概要説明、事例紹介を取り入れた10~15分程度 のムービーを作成し、国や都道府県等が主催する説明 会等において活用します。
- 〇優良事例集の作成 優良事例を調査し、具体の事業に加え、自治体の工夫 や企業の寄附にかかる経緯等も含めた事例集として取 りまとめます。
- 〇アンケート調査の実施 制度認知度や企業の寄附志向等、平成30年度以降の効果的なPRの前提となる事項を調査・分析します。

資金の流れ 庁費 民間事業者等

期待される効果

〇本事業により、地方公共団体においては、新たに地方 創生に効果の高い事業の企画・立案を行い、民間企業 においては、本制度を活用した寄附をさらに行うこと で、地方創生事業が進展し、地方創生の深化につなげ るものです。

地方創生推進のための調査・分析事業 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

30年度概算要求額 0.6億円【うち優先課題推進枠0.3億円】

(29年度予算額0.2億円)

事業概要•目的

- 〇国においては、毎年、国と地方の「人口ビジョン」や 「総合戦略」の策定・見直しに必要となる調査研究・ 分析等を行って、国における各種検討に活かすととも に、地方公共団体に必要なデータの提供等を行ってい ます。
- 〇平成30年度は、国の「総合戦略」の4年度目を迎え、 その後における次期5ヵ年の「総合戦略」等の検討を 行う必要があります。
- ○このため、EBPM (Evidence Based Policy Making)の観点から次期総合戦略の検討・策定に資する、調査研究・分析等を行います。

事業イメージ・具体例

- 〇これまでの国及び地方における地方創生の取組を踏まえた上で、例えば、出生数や出生率の向上に資する施策、人口の社会減緩和に資する施策、大都市部の高齢化に対する施策、地方において人口減少が著しい地域における生活圏維持のための施策等に係る好事例の調査と要因の分析、各地域における各種政策の実施状況を踏まえた人口動向(出生・移動等)の分析や見通しの在り方の研究、働き方改革に関する企業や自治体等の取組状況についての調査・研究、さらには地方版総合戦略の進捗状況等についての調査・分析を行います。
- ○結果は、国の総合戦略の評価・見直し等に活用すると ともに、好事例の横展開や参考分析等として、地方公 共団体に提供し、地方の取組を支援することが想定さ れます。

資金の流れ

围

委託費

民間事業者

期待される効果

〇国や地方公共団体の地方創生における現在の取り組みの 評価・改善の基礎資料とするとともに、次の5ヵ年の 戦略等の検討の基礎資料とします。

近未来技術の実装推進事業(内閣府地方創生推進室)

30年度概算要求額 0.3億円 【うち優先課題推進枠0.3億円】

(新規)

事業概要•目的

- 〇地方創生は、平成29年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間年を迎えました。今後、地方創生を加速化するための新たな取組を進め、地方創生の新展開を図ることとしています。
- 〇現在、ドローンや自動運転等の近未来技術について、 国家戦略特区等も活用し、実現に向けた実証実験が進 められていますが、今後、地方創生の観点からも、近 未来技術を活用し、地方における生産性の向上や公共 交通の維持など、様々な取組が進められることが期待 されます。
- 〇近未来技術を活用した新しい地方創生の取組を推進するため、地方創生の観点から革新性、先導性と横展開可能性を有する施策について、地方公共団体から提案を募集し、優れた提案について事例集としてとりまとめ、地方公共団体へ周知することで、全国への横展開を図ります。

事業イメージ・具体例

〇近未来技術を活用する取組の気運醸成

地方公共団体から、ドローンや自動運転等、近未来 技術を活用する事業で、革新性・先導性・横展開可能 性を有するものについて提案を募集し、特に優秀な取 組については表彰を行うなど、近未来技術の活用につ いて、気運の醸成を図ります。

○優れた提案に係る事例集の作成・横展開の推進

優れた提案については、事業の構想から具体化までの重要なポイントや克服した課題等を、ヒアリング・ 現地調査等で深掘りします。

これを事例集としてとりまとめ、地方公共団体へ周知を行うことで、近未来技術を活用した新たな地方創生について全国への横展開を図ります。

〇なお、優れた提案については、関係府省庁による支援 策を講じることとします。

資金の流れ 委託費 民間事業者

期待される効果

〇地方創生における新たな展開として期待される近未来 技術の活用について、地方公共団体における取組気運の 醸成や、全国への横展開を推進します。

多業種連携型しごと創生推進事業 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

30年度概算要求額 0.6億円 [うち優先課題推進枠0.6億円]

(新規)

事業概要•目的

- 〇地方創生を実現するに当たっては、地域の様々な産業の 発展と所得向上を通じた地域経済の活性化が必要であ り、そのためには、全国レベル含め、多くの地域におい て、業種の枠を超えて地域の民間団体の積極的な相互連 携が不可欠です。
- ○一部の地域では、マーケットインの観点からの地域特産品の開発や、その販路の確保の面で成果を挙げている地域もあるところ、そのような取組の実態把握やモデル事例の研究も進められています。
- ○今後、業種の枠を超えた地域の民間団体の相互連携を深めながら、新たな事業機会を創出し、互いの成長発展を 実現していくため、そのような成功事例のヨコ展開を図り、全国的に広めていくことが必要です。

事業イメージ・具体例

○業種の枠を超えた地域の民間団体等の相互に連携した取組について、地域特産品の開発やその販路拡大の面で成功しているモデル事例等について、広く一般に周知するためのシンポジウムを全国2か所において開催します。

(多業種連携の事例)

<和歌山ジンジャーエールの開発>

地元特産の生姜を活用し、JAわかやまと和歌山商工会議所等が連携して「和歌山ジンジャーエール」を共同開発。これまで4種類を販売しており、平成22年に発売された第一弾の「生姜丸しぼり」は年間100万本の大ヒットとなり、大手航空会社の機内販売にも採用された。



資金の流れ 委託費 民間事業者

期待される効果

〇業種の枠を超えて地域の民間団体等が相互に連携・協力し成長発展する事業が全国で積極的に実施されることにより、地域経済を活性化することを通じて、地方創生を実現します。 53

社会性認定実証に関する調査事業(内閣府地方創生推進室)

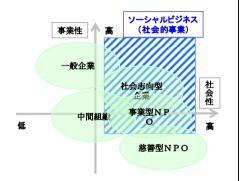
30年度概算要求額 1.2億円【うち優先課題推進枠1.2億円】

(新規)

事業概要•目的

〇社会的課題先進国の我が国では、事業性と社会性を両立させつつ、民の力で課題解決を図る社会的事業 (※)の育成は、成長力の重要な源泉であり、中でも独力で社会的投資を呼び込める社会的事業実施主体 (ソーシャルベンチャー)の育成は急務です。

※例:「障害のない社会」を目指し、発達障害の子供に対する教育・就労支援を収益性を兼ねそろえたビジネスモデルで実施する事業。



〇より事業の社会性が高い傾向にある地方において、社会的事業が認知されヒト・モノ・カネを呼び込むことは、地方創生に資するため、社会的事業の社会性認定の試行及び効果検証を実施します。

資金の流れ

围

委託費

民間事業者

事業イメージ・具体例

〇収益性と社会性を兼ね揃え、社会的課題の解決を目指 す事業の社会性を認定する仕組みを構築するため、複 数のモデルにより実証的に社会性の認定を行い、それ ぞれのモデルにおける評価の妥当性及びそれぞれのモ デルの展開可能性について検証を行います。

【モデル事例(例)】

- ① 社会的事業の専門家が個別に事業の社会性を認定する モデル
- ② 株式市場(証券取引所)に「社会的事業」の銘柄を作り、市場からの評価に委ねるモデル
- ③ 財務の専門家である士業(税理士等)が事業ガバナンスを明確化し、事業の評価を試みるモデル
- ④ マイクロファイナンス(クラウドファンド等)を用い、 より広範な人的資源を活用するモデル 等

期待される効果

〇世界の社会的インパクト投資は、2020年には40兆~100兆 円規模まで成長するという予想もあり、現状340億円程 度に留まる我が国の社会的投資水準の向上と、それを 通じた地方への投資を促進します。 54

子ども都市・農山漁村交流推進事業 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局) 30年度概算要求額 0.5億円 [うち優先課題推進枠0.5億円] (新規)

事業概要•目的

- 〇まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)において、地方移住の推進を図るため、地方生活の魅力を子供の頃から学び、触れることが重要であるとの観点から、「子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進が必要である。」とされています。
- 〇関係省庁においても、平成20年度より、小学校における 農山漁村での宿泊体験活動を1学年に相当する約120万 人に展開することを目標に、小学校を対象とした農山漁 村での生活や宿泊体験活動の推進や、宿泊体験の受入体 制の整備等に積極的な支援を行ってきました。
- 〇しかしながら、約9割の小学校において宿泊を伴う自然体験活動が実施されている中、農山漁村での生活・宿泊体験活動等の実施は一部に留まっており、質・量ともに充実が求められています。ついては、小学生に加え中・高校生の都市農村交流の一層の加速を図るため、複数の関連分野・関係者を横断的・総合的に調査し、教育効果等とともに阻害要因を明らかにする必要があります。

事業イメージ・具体例

- ○全国の子ども農山漁村交流プロジェクトの受入協議会の 担当者や送り手側の教育委員会、学校関係者、その他関 係者へのヒアリング、地域別の実施状況調査を行い、先 進地域とその他の地域の比較分析、体験した児童・生徒 への教育効果(農林漁業や自然に親しむマインドの醸成 等)の分析、支援策の効果検証や課題分析を実施しま す。
- 〇また、農山漁村での体験活動等の質・量をともに充実させるとともに、自立的・持続的な交流の拡大と定着に向けて、送り出す学校側と受け入れる地域をマッチングする仕組み作り、これらをコーディネートする人材の育成・強化、ノウハウの共有手法等についても調査・分析を行います。

資金の流れ 委託費 民間事業者

期待される効果

〇受け入れる農山漁村、送り出す学校側の双方について課題等の分析を行うことにより、農山漁村での体験活動等の質・量の充実の妨げとなっている阻害要因を調査・分析し、子どもの都市農山漁村交流を推進します。 55

サテライトオフィスを活用したアウトリーチ支援事業 (内閣府地方創生推進室)

30年度概算要求額 1.0億円【うち優先課題推進枠1.0億円】

(新規)

事業概要•目的

- ○本格的な「事業展開」の段階を迎えた地方創生について、 今後とも、意欲と熱意のある地方公共団体に対しては、 情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢 で強力に支援します。
- ○一方で、地方公共団体のなかには意欲はあるものの、地域のマンパワーの不足などにより、地方創生に向けた多様な支援を十分に活用できていないなど、自主的・主体的で先導的な取組を具現化するうえで課題を抱えている地方公共団体が存在します。
- 〇そのような課題を抱えている地方公共団体に対し、新たに地方に国のサテライトオフィスを設置し、ここを拠点に国の職員自らが地方公共団体に出向き、職員と情報交換、意見交換等を行い、課題の解決に向けた助言等を行うことで、地方創生の加速化を図ります。

加えてテレワークやリモートアクセスに取り組むことで、国家公務員の働き方改革を推進します。

事業イメージ・具体例

〇地方にサテライトオフィスを設置したうえで、国の職員自らが地方公共団体に出向き、地方公共団体の課長クラス等と連携し、課題の解決に向けて取り組みます。 併せて、随時、地方公共団体の相談を受け付けることのできる相談窓口をサテライトオフィスに開設します。

サテライトオフィスの設置期間 1 か月/ヶ所、 8 ヶ所 (1 広域ブロックあたり 1 ヶ所)を 1 年かけて巡ります。

○資料作成や本省への報告はリモートアクセスやウェブ 会議等を活用します。



安田町サテライトオフィ スでの勤務の様子



東京とのウェブ会議

資金の流れ

玉

庁費

民間事業者

期待される効果

- 〇地方公共団体が抱えている課題が解決されることで、 自主的・主体的で先導的な取組が全国で具現化し、地 方創生を加速化します。
- 〇国家公務員のテレワーク、リモートアクセス等の「働き方改革」の推進に寄与します。 56

地方創生に向けた自治体SDGS推進事業 (内閣府地方創生推進室)

30年度概算要求額 11.8億円【うち優先課題推進枠11.8億円】

(新規)

事業概要•目的

- 〇自治体における持続可能な開発目標(SDGs)の推 進は、地方創生の実現に資するものであり、その達成 に向けた取組を推進することが重要です。
- Oこのため、先行してSDGsに取り組んでいる自治体 の中で、他の自治体にとってモデルとなる先進的な取 組に対して資金面での支援を行い、成功事例を創出し ます。
- 〇また、そうした成功事例の普及展開等を行うことで、 地方創生の深化に繋げます。
- 〇平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・し ごと創生基本方針2017」において、「地方公共団体に よるSDGSの達成に向けた取組を促進するため、モ デル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、 成案を得る」とされています。

資金の流れ

定額補助 (1億円/件) 玉

委託費

都道府県・ 市町村※

民間事業者 等

※公募により選定された 「地方創生SDGs未来 都市モデル事業(仮称)

事業イメージ・具体例

- 〇自治体における各種事業の中でも、SDGsにおける 17のゴールいずれかの達成に資する先進的な取組、 他の模範となる取組を支援します。
 - **例えば、多数のステークホルダーが参画した以下の事** 業を支援します。
- ①再生可能エネルギーと次世代自動車を組み合わせた都 市のエネルギーマネージメントシステムの構築
- ②食品ロスを抑えるための先進的かつ総合的な取組
- ③自治体が主導する環境関連の途上国への技術協力事業
- 〇また、自治体SDGsに関する先駆的な取組を、国際 会議の開催やウェブサイトの運営等を通じて普及展開 を図り、広く国内に浸透させるとともに、海外の都市 等との知的ネットワークを構築します。

期待される効果

自治体によるSDGS推進のためのモデル的な先進事 例の創出と普及展開活動を通じて、SDGsを自治体 業務に広く浸透させて、地方創生の深化につなげます。

















00













地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充(平成30年度税制改正要望)

延長•拡充

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る。

1 制度全体の拡充

企業が東京23区から地方へ本社機能を移転する場合(移転型事業)及び地方で本社機能を拡充する場合(拡充型事業)について、雇用要件の緩和及び支援対象施設の拡充。

(1)雇用要件の緩和

現行

- ①計画認定時:移転先施設等で従業員数が10人(中小5人)以上増加
- ②税制適用時:単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加
- ③税制適用人数:全事業所の雇用者増加数が上限

緩和

- ①移転先施設等で従業員数が5人(中小2人)以上増加
- ②単年度において全事業所の雇用者数が1人以上増加
- ③支援対象地域の全事業所の雇用者増加数が上限

(2)支援対象施設の拡充

現行

支援対象施設:本社機能(事務所、研究所、研修所)のみ

要望

社員住宅、先端工場、物流拠点等を追加

2 移転型事業の拡充

東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和及び支援対象外地域の見直し。

(1)要件の緩和

現行

- ①対象区域:道府県内の一部に限定
- ②移転先施設の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者であること

緩和

- ①対象区域を拡大
- ②過半数要件を1/4に緩和

(2)支援対象外地域の見直し

現行

支援対象外地域:首都圏、中部圏、近畿圏

見直し

中部圏、近畿圏を支援対象外地域から除外

地方拠点強化税制について

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の 強化を支援



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深堀り、

東京一極集中の是正 地方移転の促進

東京

地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

1

東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等は 地方拠点強化税制の対象外となる。

オフィス 減税

雇用

促進税

制(特

則)

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%

措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% 措置対象: 建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

諸要件(事業主都合の離職者ない、支払給与額一定以上等)を満たした上で、

①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が 10%以上の場合、増加雇用者1人当たり最大60万円(注)を税額控除

②雇用増加率が10%未満の場合でも、1人当たり最大30万円 (注) を税額控除 (注) 転勤者及び非正規雇用者は減額 諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、

- ①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり最大90万円(注)を税額控除(拡充型の1人当たり最大60万円に、特定業務施設の増加雇用者1人当たり30万円上乗せ)
- ②上記①のうち上乗せ30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用 《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》 (注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

地域再生計画の認定状況(平成29年11月): 44道府県 51計画 雇用創出数:11,560人

拡充型の例

○京都府 日本電産(株) 生産技術の強化を行うため、生産技術を研究する施設を精華町に整備

- ○山口県 セントラル硝子(株) 研究開発から量産化への更なるスピードアップを図るため、宇部市の工場に研究所を整備
- ○岡山県 ヤンマー(株) 植物の有用品種の研究、栽培管理法の研究開発等の研究拠点として、倉敷市に研究所を 整備

移転型の例

- ○富山県 YKK AP (株) 黒部事業所内にYKK AP株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転
- ○茨城県 ライト工業(株) 技術開発力の強化を図るため、東京本社にある研究開発部門等の一部をつくば市へ移転
- ○岡山県 (株) キャン 東京にある財務経理や労務部門などの本社機能を岡山市へ移転

特定地域における住宅用地特例解除措置(固定資産税)

政策の背景

- 地方における空き店舗等の遊休資産を活用することによって、地域の魅力の創出、生産性の向上などを 通じ活性化を図る。
- 空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金を含む 関係府省による地域全体の価値を高めるための重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措 置等に関する仕組みを検討する必要がある。

要望内容

地方自治体が計画を策定し、地域が一体となって進める商店街活性化の取組みに対して資金調達等での支援措置を講じる法律の整備を前提に、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空家兼空き店舗等には、固定資産税の住宅用地特例を解除できることとする。

政策パッケージ(案)

- ▶ 地方創生推進交付金による重点支援措置
- ▶ 中小企業庁をはじめとした関係省庁の補助金・交付金等による優先的支援
- ▶ 空き店舗等の状態を解消し、新たに事業を行う者に対する、 日本政策金融公庫の低利融資の実施
- ▶ 地方公共団体が定めた地域において、自治体のもと地域が 一体となって作成した計画に基づいて、固定資産税の特例を 解除できる仕組み

住宅特例の適用(主なイメージ)



小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長(所得税)

【小さな拠点版エンジェル税制】

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス (小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長 するとともに、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を策定



株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

- ① 地域の就業機会の創出 持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業
- ・地元農産品の開発販売・道の駅等の運営
- ・農家レストラン、農家民泊の運営

等

② 生活サービス等の提供

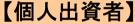
拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行

[出資額分 ※)を総所得金額から控除)

※ 出資額(1.000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか 少ない金額から2,000円を控除した額





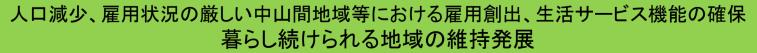
内閣総理大臣による `地域再生計画の認定

(地域住民・地域外の支援者など)

地域再生計画

寄附金控除を適用

- ・対象地域:中山間地域等の生活集落圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件: 中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等



新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置(相続税)

要望内容

(農水省(主要望)、国土交通省との共同要望)

地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、<u>生産緑地を貸借した場合でも相続税の納税猶予制度が継続適</u>用される措置を創設する。

【平成29年政府税制改正大綱】

都市農業については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討し、早期に結論を得る。

農地に係る相続税の現行制度

- ・相続税納税猶予制度・・・相続人が取得した農地で引き続き農業経営を行う場合には、相続時の農地試算に係る相続税と農業投資価格に係る相 続税の差額の納税を猶予し、相続人が死亡した場合等には免除(農地を譲渡した場合等は納税)
- ・生産緑地・・・市街化区域内にある農地等で、市区町村が都市計画の中で定め、建築物の新築・増改築や宅地造成等の行為が制限される。相続税 納税猶予制度の他、固定資産税の農地課税も適用される。

	三大都市圏の 特定市	三大都市圏の特定市 以外の市町村	納税猶予期間の終了事由となら ない貸付け	生産緑地法上の規制
市街化区域内の農地	適用なし	適用	営農困難時の貸付け(注1)	
生産緑地	適用(<mark>終身営農</mark> が必要)	(20年継続で免除)	【政策的貸付けは認められていない】	終身又は30年間農地として 管理 開発行為の制限
市街化区域外の農地 (一般農地)	適用(終身営	常農が必要(注2))	営農困難時の貸付け(注1) 基盤法による <mark>政策的貸付け</mark> (注2)	

- (注1) 営農困難時貸付けとは、猶予期間中に身体障害等により営農継続が困難となった場合の農地の貸付けをいう。21年度税制改正で創設され、25年度改正で要件 が緩和された。
- (注2)基盤法による政策的貸付けに係る特例は、平成21年の農地法改正に際し、市街化区域を除いて認められたもの。基盤法による政策的貸付けが相続税猶予の適用対象となった際、20年間の営農継続による相続税の免除措置が廃止され、終身営農に変更された。

62

国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除及び固定資産税の特例について、措置の延長を行う。(平成26年度創設)

現 行 制 度

①機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた 者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は 税額控除ができる制度。

②研究開発税制の特例(法人税)

①の特別償却の適用を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用 資産について、特別償却(50%)に加え、その減価償却費の20%を税額控 除できる措置。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	50%
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
	機械·装置、開発研究用器具·備品	15%
税額控除	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

③固定資産税の特例

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間2分の1とする措置。

要 望 内 容

特例措置を2年間延長する。(平成30年3月31日→平成32年3月31日)

要望の目的

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、これまで84回の区域会議を開催し、253事業の 区域計画を認定するなどその取組は着実に進展。今後、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな 事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。

改正の効果

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が喚起され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。63

国家戦略特区における所得控除の特例措置の拡充・延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例(事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度)について、措置の拡充・延長を行う。(平成28年度創設)

現 行 制 度

①対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、②の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。(法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象)

②対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*」 ← 「一定の金融事業等」を追加

※ 一定のIoT等: インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

③主な法人指定要件

【指定期限】平成30年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務(補助的なものに限る。) 以

- 外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

要 望 内 容 <u>法人の指定期限を2年間延長する。新たに「一定の金融事業等」について拡充する。</u>

要望の目的

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、確実に進展しており、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。

改正の効果

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が喚起され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。64

国家戦略特区におけるエンジェル税制の特例措置の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、2年間の延長を行う。(平成27年度創設)

制度概要

〇出資に係る所得控除

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

・控 除 額 : 取得に要した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

適用対象:適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人

・会社要件:(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下) 設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加かつ、売上高営業利益率 2%以下 など

(2)農業・医療・バイオ分野の中小企業

設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など

・適用期限:(現行)平成30年3月31日 (要望)平成32年3月31日まで延長

要望の目的

本税制措置により、ベンチャー企業の創業を促進、成長する環境を整備することで、国家戦略特区において、民間の能力を十分発揮できる「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の実現を図り、経済の成長につなげる。

改正の効果

ベンチャー企業への投資が増加することで、ベンチャー企業の創業を促し、先進的・革新的な技術や製品開発が促進される。 国家戦略特区において、経済活動のエンジンとなるベンチャー企業の起業・成長が促進されることで、雇用やイノベーションの創造に寄与する。

国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充・延長

国際戦略総合特区(法人税)

〇 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。(平成23年度創設)

【指定期限】平成30年3月31日→平成32年3月31日まで延長

【対象設備】機械·装置(2千万円以上)

開発研究用器具・備品(1千万円以上)

建物・附属設備・構築物(1億円以上)

【特別償却の割合】取得価額の40%(建物等20%)

【税額控除の割合】取得価額の12%(建物等6%)

(当期法人税額の20%までを限度とする)

【設備等取得の期間】法人指定の日から

平成30年3月31日まで

→平成32年3月31日まで延長

	措置	対象資産	措置の内容 (H28.4.1~ H30.3.31)
)	特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	40%
		建物及びその附属設備並びに構築物	20%
	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	12%
		建物及びその附属設備並びに構築物	6%

【対象分野】

- ①環境負荷低減、保全に関する研究開発等
 - ...環境配慮型自動車、再生可能エネルギー源、先進的技術を用いた電池等
- ②高度な医療技術、医療機器、医薬品に関する研究開発等
 - ...放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器等
- ③ 高度な産業技術に関する研究開発等
- …炭素繊維、航空機の機体、半導体集積回路等 ┗┛・航空機の機体又は宇宙機器」に変更
- ④国際海上輸送網の拠点となる港湾、国際航空輸送網の拠点となる空港の整備運営等 …国際海上コンテナ、航空貨物の運送に関する事業等
- ⑤国際的事業機会の創出、国際的規模の事業活動の促進に関する事業等 …国際的MICE施設、外国人学校等

「宇宙機器」を含める理由

- ○航空宇宙産業のビジネスモデル は初期投資が膨大でハイリスク
- 〇宇宙開発利用を支える産業基盤 を持続的に維持・発展させ、国際競 争力を強化していくことが肝要
- 参考:宇宙基本計画

(平成28年4月1日閣議決定) 「宇宙分野における科学技術の意義・ 重要性は、将来に渡って損なわれることはなく、我が国として、今後ともこの 分野に積極的に取り組んでいく必要がある。」

地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長

要望内容

現行の地域活性化総合特区制度において認められている地域活性化特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、2年間の延長を行う。(平成23年度創設)

地域活性化総合特区(所得税)

〇 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した 年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

【指定期限】平成30年3月31日→ 平成32年3月31日まで (延長要望)

【適用期間】会社指定の日から3年間

【控除額】取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除 した額

【対象地域】地域活性化総合特別区域のうち、市街化区域内又は区域区分が定められていない都市計画区域内の用途地域 内においてのみ特定地域活性化事業を行う株式会社

要望の目的

総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、 国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

改正の効果

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業への投資により、地域経済が再生され、地域の活性化が図られる。